

| | |
|-----------------------|--|
| 第7回 横浜市水道料金等在り方審議会会議録 | |
| 日時 | 令和元年7月1日(月)14時00分～16時30分 |
| 開催場所 | 横浜市水道局 会議室 |
| 出席者 | 石井晴夫、岩佐朋子、岩室晶子、小泉明、滝沢智、椿慎美、濱田賢治、宮崎正信、森由美子(9名) ※敬称略 50音順 |
| 欠席者 | なし |
| 開催形態 | 公開(傍聴者1人) |
| 議題 | <p>1 これまでの開催経過及び今後の審議会の進め方</p> <p>2 答申案の作成に向けた更なる検討とこれまでの議論の取りまとめ</p> <p>第1部 更に検討が必要な事項</p> <p>第2部 答申案の作成に向けたこれまでの議論の取りまとめ</p> |
| 議事 | <p>1 これまでの審議経過及び今後の審議会の進め方</p> <p>これまでの開催経過及び今後の審議会の進め方(資料2)について、事務局より説明した。</p> <p>(滝沢会長) 委員の皆様からご意見を伺いたい。</p> <p>(なし)</p> <p>(滝沢会長) ご了解いただいたということで、次の議事に進むこととする。</p> <p>2 答申案の作成に向けた更なる検討とこれまでの議論の取りまとめ</p> <p>第1部 更に検討が必要な事項</p> <p>更に検討が必要な事項(資料3 第1部)について、事務局より説明した。</p> <p>(滝沢会長) 公衆浴場用の水道料金について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。</p> <p>(椿委員) 物価統制令では水道料金について個別規定があるのか。個別規定があるとすれば、その目的は生活困窮者向けの配慮ということになるだろうが、生活困窮者に関連して配慮すべき事項は公衆浴場の他にもさまざま考えられる。公衆浴場だけ、今回の水道料金の基本的な在り方を審議すべき場で取り上げるべき内容かどうか判断がつかないが、いかがお考えか。</p> <p>(山岡経営部長) 物価統制令では公衆浴場の入浴料金が定められている。入浴料金の原価としての水道料金についての定めはない。</p> <p>(椿委員) 公衆浴場の経営にかかる原価のうち、水道料金が占める割合が非常に高いので、配慮が必要ということか。</p> <p>(山隈局長) 神奈川県内の公衆浴場の平均で見ると、1か月の支出合計約140万円のうち、上下水道料金は3万4千円程度である。ただ、神奈川県の場合は、賃借料や減価償却費、支払利息などが掛かっており、収入で支出を賄っていない。また、自</p> |

由に入浴料金を値上げできないことも鑑みて、水道料金はあまり上げない方がよいと考えている。

(椿委員) 現在の浴場用料金は低く抑えられており、その程度の支出で済んでいるが、他の用途と同程度の料金にした場合は、もっと支出金額が増えるという理解でよいか。

(山隈局長) 浴場用水道料金は家庭用よりも安価であり、家庭用と同程度の料金にした場合には、大幅に増額となる。

(滝沢会長) 生活用水への配慮について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(岩室委員) 福祉施策の減免制度について「身体障害者世帯等」とあるが、「等」の内容について伺いたい。

(山岡経営部長) 福祉施策の減免制度としては、主に身体障害者世帯(1級又は2級)や知的障害者世帯、精神障害者世帯、要介護認定4又は5に該当する世帯、特別児童扶養手当の受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成世帯などが対象となっている。

(宮崎委員) 一般会計から水道事業への繰入の中で、これら福祉施策の減免分の繰入が明確に区分されて計上されているということか。

(山隈局長) 福祉施策の減免分の繰入は、いわゆる義務的な繰入ではなく、横浜市として任意に実施している繰入であり、減免対象の範囲は健康福祉局等、福祉施策を所管する局で定めている。実務上は、実際の水道料金減免額を一般会計に請求し、その金額が繰り入れられている。

(岩室委員) 料金改定を行うことで、現在、減免対象となっている方々の負担が増える場合は、健康福祉局等との連携が必要と考えるが、どのような対応が必要になるとお考えか。

(山隈局長) 現行では基本水量8 m³を含む基本料金を減免しているが、仮に口径別の料金体系に変更して、基本水量を廃止した場合、健康福祉局の負担が増加し、現在、減免対象となっている方々においては従量料金が新たに発生する可能性がある。今後、料金体系を検討する過程では、健康福祉局等との綿密な調整が必要と考えている。

(岩佐委員) 一般的な少量使用者についての負担増への配慮は、逡増度の調整で対応することだが、水道事業に限らず、他のインフラ型事業における料金も今後値上がりすることが予想される。その際に、所得が比較的安く、支払の負担が重いと考えられる方に対し、配慮が必要になると考えるが、このような配慮に係る費用は、全体的な福祉施策などの中で対応していくのではなく、水道事業など個別事業ごとに検討・実施することが一般的なのか。

(山隈局長) 横浜市の福祉施策の減免制度は一般会計の事業として実施している。なお、大都市の半分程度は、個人への福祉減免制度を実施しておらず、横浜市は福

祉的な配慮が必要な世帯に対して、比較的手厚い配慮をしているといえる。また、実務的にも、水道局としては、世帯収入のデータ等を持っておらず、そのような情報を根拠に、所得が比較的低い方へ配慮することは現実的に難しいと考えている。

(岩佐委員) 水道料金の逡増度の調整は所得に関するデータがないのであれば、仮説を立てた上で必要な配慮を検討することしかできず、詳細な配慮の設計はできないという理解でよいか。

(山隈局長) ご指摘のとおりである。少量区画帯に配慮するというのは、収入が少ないからという理由ではなく、生活用水としての使用水量の範囲への配慮ということである。

(滝沢会長) その他の点について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(椿委員) 水道料金算定要領では、算定期間を3年から5年としているが、この根拠を教えていただきたい。

(石井副会長) 以前の政府の物価安定政策会議では、公共料金の原価計算の期間は3年とされていた。しかし、昭和の後半まで交通運賃等の公共料金は頻繁に改定されるものの、原価計算の期間が終わりに近づくと赤字となってしまうため、原価計算期間の長期化の必要性があった。そのため、水道事業においては、水道料金算定要領の中で、概ね3年から5年を算定期間とする結論になったと理解している。本来、改定に関する様々な作業や対応の手間の軽減という面からは、事業者、利用者の両者にとって、水道料金の算定期間はより長期であるほうが望ましいと思われる。

(山岡経営部長) 水道料金算定要領では、水道料金の算定期間は「日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい」としている一方、「余りにも長期の算定期間をとることは経済の推移、需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することとなるので適当とはいえない」としており、その結果として「概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当である」と解説されている。

(岩室委員) 広報について、横浜市の小学生は水道を勉強する機会がある。まずは将来利用者となる小学生に水道料金について理解をしてもらい、子どもを通じて、親世代にも理解していただくような手法も有効ではないかと考える。

(山隈局長) 水道については小学校4年生の学習に含まれている。現在は、小学校への出前教室や施設見学を通じた水道の技術的な仕組みの学習が中心だが、水道事業の経営についても、これまでの説明の中に入れられないか、今後検討したい。

第2部 答申案の作成に向けたこれまでの議論の取りまとめ

答申案の作成に向けたこれまでの議論の取りまとめ(資料3 第2部)について、事務局より説明した。

(滝沢会長) 現状と課題について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(椿委員) 管路について、局独自の耐用年数と耐震化の関係を教えていただきたい。

(牛窪配水部長) 耐震管種に更新することによって、耐震化が実現される。局独自の耐用年数は、管路の材質の特性を考慮して決定している。

(椿委員) 例えば、ビニルライニング鋼管は耐用年数が 40 年となっているが、ビニルライニング鋼管であっても、更新すれば耐震化が実現されるという理解でよいか。

(牛窪配水部長) 29 ページのグラフは、現在埋設されている管種とその更新時期を表している。例えばビニルライニング鋼管のように管路の材質面から見て耐震化に問題がある場合は、更新にあたり、耐震継ぎ手のあるダクタイル鋳鉄管等の耐震性の高い管に変更する予定である。

(宮崎委員) 現在の基幹管路の耐震化については、耐震適合率と耐震管率のいずれで捉えればよいのか。また、現時点での数値を教えていただきたい。もし3割から4割程度なのであれば、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等、近未来に発生が予想されている大地震に対して、40年かけて更新を進める計画になっており、改めて資料を見てみると、あまり積極的に更新を進めるイメージになっていないように感じる。

(牛窪配水部長) 53% (H30 年度末見込み) (基幹管路は導水管も含む数字で、資料中の 50%は送・配水管の口径 400mm 以上の数字である)、(基幹管路の耐震適合率は 68%、) 管路全体では 27% (H30 年度末見込み) となっている。今後、口径 400 mm以上の管路は耐震管率 100%を目指していくが、口径 400 mm未満の管路についても、耐震管率の一層の向上を目指していきたい。

(石井副会長) 最終的な答申については、市民目線で理解できることが肝要と考えている。目次のタイトルと内容の全体的な整合性を確認していただきたい。例えば、1 (2) のタイトルには財源調達とあるが、一般的には財源調達というと外部資金の調達をイメージすることが多い。また、1 (4) と 2 (1) ウでは、両方に企業債の活用とあり、一見内容が重複している印象を受ける。委員として最終的に答申案のチェックをするつもりだが、その作成にあたりご留意いただきたい。

(小泉委員) 35 ページの図は、民間委託を進めれば大幅な費用削減ができるように見えてしまう可能性がある。一般的には、民間委託を進めれば費用が安くなると考える風潮があるが、そうではないと考えており、取り扱いには注意が必要である。費用削減と委託の関係は、グラフで示されている期間だけをみれば、民間委託を進めて職員を削減すれば費用が安くなる結果となるが、もっと長期間で考える必要はないか。重要なのは、災害対応等を考慮すると、職員削減は限界に近いことである。

(椿委員) 20 ページに関することだが、損益収支方式で料金を算定することが望ましいと考えるが、資金収支方式をもとに水道料金を検討することが認められてお

り、横浜市では今回は資金収支方式をもとに水道料金を検討したが、将来的には損益収支方式で検討していくということを明記していただきたい。資金収支方式をもとに料金を検討したからこそ、企業債活用のあり方についても検討したのであり、その点についても言及していただきたい。

(山隈局長) 石井副会長からも、今回は資金収支で料金を算定したが、将来的には損益収支で料金を算定すべきとご指摘を受けており、その点については答申案に反映させていきたい。

(滝沢会長) 更新事業費の水準と耐震化のペースについて、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(小泉委員) これまでの審議でパターンAよりも更新ペースを早めるパターンSの必要性は指摘させていただいた。大地震が発生する可能性が高まる中、局内の資金や人材を際限なく活用し、最大限耐震化を進める本来理想とすべきパターンSSについても局内で検討し、想定被害や更新費用を確認した上で現実的な選択肢を選ぶと、パターンAになるといった議論が必要であり、こうすることで、パターンAの費用対効果の高さを理解いただけるのではないかと。被害をゼロにはできないと思うが、パターンSSではどの程度パターンAよりも被害を少なくすることができるのか、料金改定の水準はどの程度上がるのかを示すイメージである。

将来的には更新需要のパターンとともに、復旧日数や断水戸数等の判断材料を合わせて提示しながら、市民にパターンを選択していただき、目標とする更新の水準や達成の時期に関する方向性の意見を参考にしながら、水道局として意思決定する方法も考えられる。

(山隈局長) ご指摘に関しては理解しており、パターンAを推すご意見が多かったと認識している。ただ、実施体制をすぐに構築することは困難であるため、実施体制の強化を図りつつ、パターンAを目指すこととしたい。

(森委員) 46 ページに「管路の供給能力の余裕」について記載があるが、これは更新が不要になる管路が発生するということか。また、このような管路の発生量の推計はされているのか。

(牛窪配水部長) 「管路の供給能力の余裕」とは、水の供給量が減少するということで、管路が不要になるわけではない。給水量が減少すると残留塩素の濃度等にも影響が生じることが予想されるため、管路の口径を縮小して、流速を維持し、残留塩素の濃度が落ちないなどの工夫が必要であると考えている。

(遠藤担当理事) 補足になるが、管路の口径を縮小するほか、同じ道路内に2本の管路が入っている場合は、1本に統合したりすることで、より安く更新できる。

(岩室委員) 周囲の知人に聞いた範囲では、数時間の断水にあまり抵抗がないという意見が多かった。そのため、費用が安くなるのであれば、断水時間を長くする方法もあると思う。お客様に気を遣いすぎているのか。また、現在は、アンケートをとって市民の意向を把握した上で、断水時間の短縮を図っているのか。

(牛窪配水部長) アンケートを取って断水時間の短縮を図っているわけではない。お客様サービスを維持するという点から、断水時間を極力短縮する方針をとっていた。断水時間の発生に対して、どの程度許容できるかについては、今後アンケートを取るなどし、その結果を踏まえて対応していきたい。

(濱田委員) 本日の資料は内容としては理解できた。しかし、現状の部分はもう少し課題を明記し、このままではいけないと伝えた方が良いと思う。また、横浜市としての強靱な都市インフラの構築への思い、考え方が伝わってくるような内容としていただきたい。

(石井副会長) 審議会の中で提示された試算には資産維持費が含まれているか。

(山岡経営部長) 資金収支方式により料金を算定したため、資産維持費は含まれていない。ただし、この先 40 年分の工事費は見込んでいるので、資産維持費に相当する額は含まれていると考えている。

(滝沢会長) 業務改革に関する今後の取り組みの方向性について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(なし)

(滝沢会長) 企業債活用について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(森委員) 57 ページに資金不足額が提示されているが、この対応策について教えていただきたい。また、料金改定後のシミュレーション結果は、審議会の中で示されていたか確認したい。

(山岡経営部長) 企業債活用を大幅に高めれば、この資金不足額が少なくなるが、全て解消されることはないと考えている。第 4 回審議会資料で示した資金不足額は、企業債の充当率ごとに、現行料金体系で試算した場合の 40 年間の資金収支をもとにどの程度資金が不足するかを算定した額であり、基本的には料金改定によって解消していく必要がある。また、審議会でお示ししたシミュレーションは、現行の用途別料金体系で試算したものであり、料金改定後のシミュレーションはお示ししていない。

(滝沢会長) 水道利用加入金について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。

(椿委員) 宮ヶ瀬ダム建設当時の企業債の活用度合いを教えていただきたい。仮に建設当時、ダム建設に係る経費をすべて企業債で賄っておらず、水道料金も財源として活用したのであれば、新規の給水装置工事申込者は、建設当時に水道料金を支払っていなかったわけであり、加入金によって経費を負担することに一定の合理性があると考えます。

(山岡経営部長) 宮ヶ瀬ダム建設においては、建設当初から神奈川県広域企業団が

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>起債しており、現時点では充当率の正確な数字は持ち合わせていない。</p> <p>加入金対象の企業債の償還は令和 19 年度で終了することになっている。そのため、令和 19 年度までは加入金を継続することが望ましいが、企業債の償還終了後は加入金負担の根拠に乏しく、その時点で再検討したいと考えている。</p> <p>(石井副会長) これまでは料金算定の原則論として費用と収益をきちんと対応させ、対応できないものは廃止して、コストに見合った総括原価を算定し、料金を設定すべきと考えていた。しかし、今回の審議会を通じて、存続案の考え方及び特徴に示されているように、令和 19 年度まで残債があること、新たな収入源が見つけない水道事業体にとって重要な財源であることを考慮すれば、加入金は引き続き徴収すべきと考える。</p> <p>(滝沢会長) 全体を通して、委員の皆様からご質問、ご意見があれば伺いたい。</p> <p>(椿委員) 29 ページの図では、ビニルライニング鋼管がそのままの管種で更新されるように理解される恐れがある。</p> <p>(牛窪配水部長) 更新時期を迎えるものを現行の管種別に表示しており、今後はダクタイル鋳鉄管等の耐震性能の高い管種に更新する予定である。</p> <p>(小泉委員) 今回の資料では料金体系に関連する資料や論点、意見の要旨は提示されていないが、答申案では審議会のアピールポイントを明確化する必要がある。審議会を通じて、横浜市が全国に先駆けて検討したポイントを示すイメージである。1～2割程度の料金改定を行うことで、パターン A の水準の更新・耐震化が実現できるならば、パターン A を目指すべきであり、このような点も強調していただきたい。また、逡増度を緩和することで、多量使用者の水需要の増加や、地下水から水道水への転換を促していくという点も重要である。</p> <p>(山隈局長) 第 2 部の資料については、石井副会長から目次のタイトルと内容の整合性の確認や、濱田委員から課題提示の明確化、小泉委員から審議会としてのアピールポイントの明確化や他事業体への PR 等のご意見を頂戴した。答申案については、このようなご意見を踏まえ、滝沢会長と相談し、進めさせていただきたい。</p> |
| <p>資料 ・ 特記事項</p> | <p>1 資料</p> <p>(1) 委員名簿</p> <p>(2) 席次表</p> <p>(3) これまでの開催経過及び今後の審議会の進め方</p> <p>(4) 答申案の作成に向けた更なる検討とこれまでの議論の取りまとめ</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は、8月上旬に開催予定。</p> |